

## 第38号議案

### 足立区地下鉄サリン事件風化防止啓発推進条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月20日

提出者 足立区長 近藤弥生

### 足立区地下鉄サリン事件風化防止啓発推進条例

#### (目的)

第1条 この条例は、平成7年3月20日に神経ガスのサリンにより多くの死傷者を発生させた地下鉄サリン事件について、風化防止のため区民に対し積極的な啓発を行うことにより、地下鉄サリン事件に関する区民の認識を深めることを目的とする。

#### (区の役割)

第2条 区は、地下鉄サリン事件に関する区民の認識を深めるため、積極的な風化防止の啓発活動を行うよう努めるものとする。

2 区は、地下鉄サリン事件が発生した3月20日を中心に、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

#### (国等への働きかけ)

第3条 区は、国等に対し、地下鉄サリン事件の風化防止に関する積極的な働きかけを行っていくものとする。

#### (委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

地下鉄サリン事件の風化防止を積極的に啓発していく必要があるので、この条例案を提出いたします。